

答 申 書

令和6年3月

本庄市下水道事業審議会

はじめに

下水道は、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全を図るための社会基盤施設であり、一日たりとも機能停止が許されるものではない。このため、維持管理の適正化と経営の安定化に向けて、より一層の取り組みが必要である。

本市の汚水整備においては、昭和51年に公共下水道事業に着手し、同61年より供用開始して以来、計画的に整備を進めているところであり、令和4年度末の下水道普及率は、61.4%、水洗化率は89.4%となっている。

未整備地区161haについて、令和7年度までの概成に向けて整備を進めていくことが急務であり、すでに整備を終えた地区においては施設の補修や更新等を計画的に推進し、よりよい社会資本として、郷土の偉人である「塙保己一」の遺したことば『世のため、後のため』をまちづくりの基本として、将来世代に引継いでいかなければならず下水道も例外ではない。

しかし、下水道の整備には多額の事業費を必要とし、また、今後は経年劣化・老朽化が進む施設を適切に維持管理し、下水道のサービスを継続的に提供して行く必要がある。そのためには、下水道事業の財政基盤の安定化が最も重要である。

本審議会では、本格的な人口減少と少子高齢化社会の到来や、厳しさを増す財政状況などの社会状況の変化を踏まえつつ、令和5年11月27日に本庄市長から諮問を受けた内容について慎重に審議を重ね、次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

公共下水道事業における使用料金等の適正化について

1. 下水道使用料金の改定について

本庄市公共下水道事業の使用料金を別添のとおり改定し、令和6年10月1日より賦課徴収する。

(参照)「(答申) 下水道使用料金表・下水道使用料金対照表」

(答申) 下水道使用料金表

(税別)

料金 用途	基本料金（1月につき）		超過料金（1立方メートルにつき）	
	排除量	金額	排除量	金額
一般用	10 立方メートルまで	1, 2 2 0 円	10 立方メートルを超え 30 立方メートルまで	1 3 5 円
			30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	1 5 0 円
			50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	1 6 5 円
			100 立方メートルを超え 200 立方メートルまで	2 0 1 円
			200 立方メートルを超え 500 立方メートルまで	2 3 0 円
			500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまで	2 5 9 円
			1,000 立方メートルを超えるもの	2 8 8 円
浴場営業用	排除量 1 立方メートルにつき			5 0 円

施行期日：令和 6 年 1 0 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
(2 年間の激変緩和措置のため)

下水道使用料金対照表

現 行

答 申

排水量 (m ³ /月)	基本料金 10 m ³ まで	超過料金 1 m ³ 当り	基本料金 10 m ³ まで	超過料金 1 m ³ 当り
0 ～ 10	920円		1,220円	
11 ～ 30		135円		135円
31 ～ 50		150円		150円
51 ～ 100		165円		165円
101 ～ 200		201円		201円
201 ～ 500		230円		230円
501 ～ 1,000		259円		259円
1,001 ～		288円		288円
浴場営業用		40円		50円

※料金は全て税別です

施行期日：令和6年10月1日～令和8年3月31日
(2年間の激変緩和措置のため)

(答申) 下水道使用料金表

(税別)

料金 用途	基本料金（1月につき）		超過料金（1立方メートルにつき）	
	排除量	金額	排除量	金額
一般用	10 立方メートルまで	1，340円	10 立方メートルを超え 30 立方メートルまで	135円
			30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	150円
			50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	165円
			100 立方メートルを超え 200 立方メートルまで	201円
			200 立方メートルを超え 500 立方メートルまで	230円
			500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまで	259円
			1,000 立方メートルを超えるもの	288円
浴場営業用	排除量 1 立方メートルにつき			55円

施行期日：令和 8 年 4 月 1 日～

下水道使用料金対照表

	現 行		答 申	
排水量 (m ³ /月)	基本料金 10 m ³ まで	超過料金 1 m ³ 当り	基本料金 10 m ³ まで	超過料金 1 m ³ 当り
0 ～ 10	1,220円		1,340円	
11 ～ 30		135円		135円
31 ～ 50		150円		150円
51 ～ 100		165円		165円
101 ～ 200		201円		201円
201 ～ 500		230円		230円
501 ～ 1,000		259円		259円
1,001 ～		288円		288円
浴場営業用		50円		55円

※料金は全て税別です

施行期日：令和8年4月1日～

1. 下水道使用料金の改定

(1) 料金改定の背景

公共下水道事業の経費については、地方財政法により原則として、企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならないとされており、将来に渡って安定した下水道経営と、持続的なサービスを提供していくことが求められている。

このような状況の中、今年度は、埼玉県が管理運営を行っている流域下水道の維持管理負担金について、協定書の見直し年度となっており、埼玉県から昨今の燃料費、電気代、人件費等の高騰等により、改定が避けられない旨の通知を受け、埼玉県との協議の結果、本市の現状の使用料金内では賄えないことが見込まれ、今後の下水道事業の運営を図る上で及ぼす影響が大きいことから、諮問事項となる「公共下水道事業における使用料金等の適正化について」、慎重審議を行った。

(2) 料金改定について

流域下水道維持管理負担金の改定分の財源を確保することについては、案に一般会計へ依存するのではなく、自立した経営を図るためには、料金改定を行う必要があると認める。

また、料金改定に際しては、私費負担分は使用料収入で賄うことを原則としつつも、物価高騰の影響で大変な下水道使用者の生活への影響を考慮した上で、改定幅は、流域下水道維持管理負担金の改定分を主として、急激な負担増にならないよう激変緩和措置等（2年間）を講ずる必要がある。

(3) 新料金表について

現行の料金表をベースとして、各階層の改定率を一律に上げる方法や同額を増額する方法等を検討した結果、大口使用者への負担が非常に大きくなることが想定されたため、基本料金に重みを置き複数の料金体系パターンで審議検討を行った結果、排水量に影響されにくいこと、経営の安定化を図ることができること、いずれかの水量区分に偏りすぎることがなく、全使用者から一定の増収が見込めて、大口使用者や一般使用者の生活等への影響も配慮

できることから、別添の表のとおり、激変緩和措置（２年間）を用いた料金改定（案）を明示します。

（４）おわりに

本市の下水道事業は、利根川右岸流域下水道事業の枠組みの中で行われており、終末処理場については埼玉県管理となっていることから、今回の改定は、流域下水道維持管理負担金の改定に起因するものであり、埼玉県に対しても、不断の経営努力と適正な維持管理を行なって頂くよう強く要望するとともに、流域下水道維持管理負担金の県内格差是正に向けて、更に要望活動を継続して行く必要がある。

氏 名	選出区分 (本庄市下水道事業審議会 条例第3条)	摘 要
かきぬま みつお 柿沼 光男	市議会議員	会長
うるた へいいちろう 粂田 平一郎	市議会議員	会長職務代理者
おだか たかお 小高 隆雄	都市計画決定区域内の 自治会代表者	本町自治会長
もてぎ たかひろ 茂木 孝弘	都市計画決定区域内の 自治会代表者	万年寺自治会長
いのうえ あきひこ 井上 明彦	都市計画決定区域内の 自治会代表者	本田自治会長
はまの ひろし 濱野 宏	都市計画決定区域内の 自治会代表者	長浜町自治会長
おくはら さだお 奥原 定雄	都市計画決定区域内の 自治会代表者	塩谷自治会長
ねぎし まこと 根岸 誠	都市計画決定区域内の 自治会代表者	秋山自治会長
おおさわ はるき 大澤 春樹	識見を有する者	埼玉県下水道公社 (理事兼技師長)
たついし しげのり 立石 茂則	識見を有する者	
しぶや きょうこ 渋谷 京子	公募による者	
はやかわ ゆり 早川 ゆり	公募による者	